

## 「火災警報」・「林野火災注意報」「林野火災警報」について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

林野火災発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものです。

林野火災予防の意識を持ち、貴重な森林資源や皆さんの大切な命、財産を火災から守りましょう。

### 《 林野火災注意報・林野火災警報について 》

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「**林野火災警報**」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

### 《 火災警報の発令基準について 》

気象台発表の「**乾燥・強風注意報**」が発表された場合。

### 《 林野火災注意報・林野火災警報の発令基準について 》

#### ◎林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間中、以下の（1）又は（2）のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

#### ◎林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間中、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表

### 《 火災警報・林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について 》

#### ◎ 火の使用の制限（相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例第29条）

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火（花火等）を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等において喫煙しないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

### 《 火の使用の制限に従わなかった場合について 》

警報発令時には、『火の使用の制限』に違反した者に対して**30万円以下の罰金又は拘留に処する**ことが消防法で定められています。

### 《 火災警報・林野火災注意報・警報発令状況の確認について 》

- (1) 相馬地方広域消防本部ホームページ
- (2) 各消防署所にのぼり旗等掲示
- (3) 最寄り消防署への電話による問い合わせ